

令和6年度こども園等の給食費について

- 副食費の支払いは3～5歳児が対象です。金額は、月額を基本としています。
- 副食費の額は、施設ごとに決められます。(町内のこども園は、月額4,200円です。)
- 主食費は、無償化の対象ではありません。
(ただし、町内の施設は従来から主食費を免除しています。)

・1号認定子ども (単位:円)

各月初日の就学前子どもの属する世帯の階層区分		第1子	第2子	第3子以降
階層区分	定義			
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	無償化	無償化	無償化
第2	市町村民税非課税世帯	無償化	無償化	無償化
第3-1	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	無償化	無償化
第3-2		77,100円以下	無償化	無償化
第4		211,200円以下	全額負担	全額負担
第5		211,201円以上235,000円未満	全額負担	全額負担
		235,000円以上	全額負担	無償化

国による無償化の範囲です。

第4階層及び第5階層のうち市町村民税の所得割課税額が235,000円未満に該当する世帯は、多子カウントにおける年齢要件を撤廃し、**町の独自軽減により、第3子以降を無償化**します。

第5階層のうち、市町村民税の所得割課税額が235,000円以上に該当する世帯は、**国による軽減事業のみ**が対象となります。そのため、小学校3年生までの範囲できょうだいの数を数えます。(町の独自軽減の対象範囲外になります。)

・2号認定子ども (単位:円)

各月初日の就学前子どもの属する世帯の階層区分		第1子	第2子	第3子以降
階層区分	定義			
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	無償化	無償化	無償化
第2	市町村民税非課税世帯	無償化	無償化	無償化
第3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	無償化	無償化
第4		48,600円以上57,700円未満	無償化	無償化
		57,700円以上97,000円未満	全額負担	全額負担
第5-1		97,000円以上133,000円未満	全額負担	全額負担
第5-2		133,000円以上169,000円未満	全額負担	全額負担
第6-1		169,000円以上235,000円未満	全額負担	全額負担
第6-2		235,000円以上301,000円未満	全額負担	全額負担
第7		301,000円以上397,000円未満	全額負担	全額負担
第8	397,000円以上	全額負担	全額負担	

国による無償化の範囲です。

第4階層のうち市町村民税の所得割課税額が57,701円以上の世帯及び第5-1、第5-2、第6-1階層に該当する世帯は、多子カウントにおける年齢要件を撤廃し、**町の独自軽減により、第3子以降を無償化**します。

第6-2、第7、第8階層に該当する世帯は、**国による軽減事業のみ**が対象となります。そのため、小学校就学前までの範囲できょうだいの数を数えます。(町の独自軽減の対象範囲外になります。)

多子世帯支援保育料等軽減事業(市川町の給食費独自軽減事業)

- 【独自軽減の要件】
- ・ 生計を同一にし、養育の事実に基づきます。
 - ・ 市町村民税の所得割課税額が235,000円未満であること。
- 上記要件を満たす第3子以降の児童の給食費を無償化します。

※上記の所得制限額を超える場合、国の基準により兄弟姉妹を数えます。

